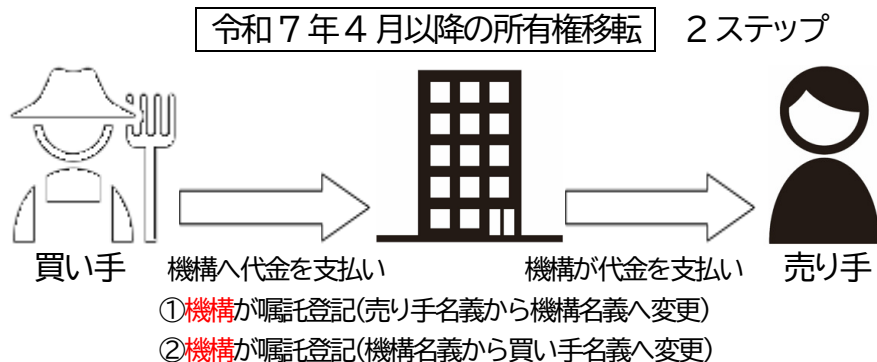
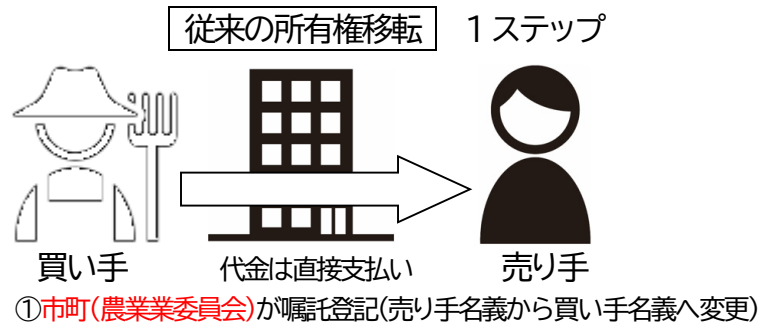


中間管理事業による所有権移転（特例事業）

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月をもって不動産登記法の特例が廃止されました。これにより、市町による嘱託登記はなくなり、農地中間管理機構（えひめ農林漁業振興機構）が間に入り、機構が行う3者間での嘱託登記方式に1本化されました。申請を希望される場合は、下記申請書類を農業委員会まで提出してください。なお、農地法第3条の規定による申請は従来から変わりありません。



注意事項

- 登記簿上の名義は、一旦農地中間管理機構へ移り、最終的に買い手名義になります。
- 登記簿の表示に変更（住所、氏名等）がある場合は、事前に更正登記が必要です。
- 申請から売買成立（名義変更完了）までの期間は半年から1年程度です。
- 売買の場合、土地代金は農地中間管理機構経由で支払われます。
 - ・申請後、機構から口座情報等について確認があります。

申請書類

- 様式3 所有権移転(出し手→機構)…1部
- 添付書類 全部事項証明書…1部 出し手の住民票…1部
～ 機構名義に変更後 ～
- 様式4 所有権移転(機構→受け手)…1部
- 添付資料1 or 2 or 3 農用地利用集積等促進計画添付書類…1部
 - ・機構から登記に必要な書類等の提出が求められます。

○問い合わせ先
西予市農業委員会事務局
TEL:0894-62-6417
E-mail:nouin-jimu@city.seiyo.ehime.jp